

記入例

ワンストップ特例制度（特例の適用に関する申請書） 確定申告をされる方は提出の必要はありません。

令和 4 年 2 月 17 日 大淀町長 殿

提出日（記入日）をご記入ください。

住所・氏名・フリガナ・個人番号・性別・電話番号・生年月日をご記入ください。
※ご記入の住所地の市町村役場へ寄附いただいた情報を提供します。

整理番号	
フリガナ	オオヨド タロウ
氏名	大淀 太郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
性別	男 女
生年月日	明・大 昭 4 1 . 6 . 1 平・令

捺印を忘れず
お願いします。

マイナンバー提供書も
提出をお願いします。

式
(附則第二條の四關係)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合は、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附いただいた年月日と金額をご記入ください。
なお、複数回の寄附があれば回数分提出をお願いいたします。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 4 年 2 月 10 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができ、及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

確定申告、住民税申告
ともに提出不要の方は
チェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

ワンストップ特例の申請
が5団体以下の場合は
チェックをしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告特例申請書提出の届出をした市町村若しくは特別区の長の数を

①番号確認書類、②本人確認書類を添付してください。

確認書類添付欄

①個人番号確認書類	②本人確認書類
<p>次のいずれかのコピーを貼り付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（番号記載の面） 番号通知カード 個人番号が記載された住民票の写し 住民票記載事項証明書 	<p>次のいずれかのコピーを貼り付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（顔写真の面） 顔写真付き証明書 (運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等)

郵送にて2023年1月10日までにご提出ください。（郵送料のご負担をお願いします。）
個人情報や安全で確実に受け取らせていただくため、この面を内側に折りたたんで封筒に入れ、簡易書留などの方法により送付いただくようお願いします。